

令和4年度大磯町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度大磯町の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大磯町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	949,833 千円	501 千円	950,334 千円
第1項 営業収益	407,983 千円	88 千円	408,071 千円
第2項 営業外収益	541,850 千円	413 千円	542,263 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	878,988 千円	501 千円	879,489 千円
第1項 営業費用	748,852 千円	501 千円	749,353 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,454,293 千円	1,517 千円	1,455,810 千円
第4項 補助金	413,425 千円	1,517 千円	414,942 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,754,497 千円	1,517 千円	1,756,014 千円
第1項 建設改良費	1,216,069 千円	1,517 千円	1,217,586 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を「58,100 千円」から「60,118 千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条に定めた他会計からの補助金を「241,333 千円」から「243,263 千円」に改める。

令和4年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄